飛驒市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、地域団体等や民間事業者と連携して地域社会全体で認知症高齢者等（若年性認知症の者を含む。以下同じ。）を見守る体制を確保し、何らかの支援を必要としている認知症高齢者等を早期に発見して必要な支援を行う飛驒市認知症高齢者等見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、すべての高齢者等が尊重され、住み慣れた地域で、健やかに自分らしく安心して生活ができる環境をつくることを目的とする。

（構成）

第２条　飛驒市認知症高齢者等見守りネットワーク（以下「見守りネットワーク」という。）は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　市内で地域活動を行う地域団体等（以下「地域団体等」という。）

⑵　市内に事務所がある民間事業者であって、事業の趣旨を理解し、第６条の規定により市に登録した協力事業者（以下「協力事業者」という。）

⑶　飛驒警察署（以下「警察」という。）

⑷　飛驒市消防本部（以下「消防」という。）

⑸　飛驒市地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）

（対象者）

第３条　事業の対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者、若年性認知症の者及び日常生活に見守りが必要と認められる者（以下「高齢者等」という。）とする。

（事業内容）

第４条　見守りネットワークの構成員は、協働して高齢者等の地域における見守りネットワークの構築に取り組み、支援を必要とする高齢者等の発見及び情報の連絡、支援に至るまでの相互連携を図るものとする。

２　見守りネットワークの構成員が、何らかの支援を必要としている高齢者等を発見した時は、飛驒市認知症高齢者等見守りネットワーク連絡票（様式第１号。以下「連絡票」という。）又は口頭により、包括支援センターへ連絡するものとする。

３　包括支援センターは、見守りネットワークの構成員から連絡を受けた場合、高

齢者等に対して必要な支援を行うものとする。

４　市は、見守りネットワークの構成員に対し、見守りに関する情報提供、研修等を行うとともに、情報交換及び協議を行う。

５　市は、事業について、市民と民間事業者に対し、広報等により周知を図るとともに、協力事業者の拡充に努めるものとする。

（地域団体等及び協力事業者の登録等）

第５条　地域団体等及び協力事業者は、飛騨市認知症高齢者等見守りネットワーク事業地域団体等及び協力事業者登録申請書（様式第２号）を市に提出することで見守りネットワーク事業に参画する。

２　市は、前項の申請書を提出した地域団体等及び協力事業者に対し、飛騨市認知症高齢者等見守りネットワーク事業地域団体等及び協力事業者登録証（様式第３号）を交付する。

（情報の管理）

第６条　包括支援センターが見守りネットワークの構成員から連絡を受けたときは、連絡票に当該連絡の内容や対応状況を記入し、市に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第７条　地域団体等の構成員及び協力事業者の従業員等は、事業を実施する上で知り得た個人情報について、事業の目的を超えた利用及び提供を行ってはならない。地域団体等の構成員及び協力事業者の従業員等でなくなった後も同様とする。

２　高齢者等に対する支援をする場合には、包括支援センターが行う個人情報の外部提供は、飛騨市個人情報保護条例（平成16年飛騨市条例第15号）第８条を順守した対応を行うものとする。

（事務局）

第８条　見守りネットワークの事務局は、市民福祉部地域包括ケア課に置く。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、見守りネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年１１月５日から施行する。